

無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物及び石綿含有一般廃棄物等に係る無害化処理の内容等の基準等の一部を改正する告示 新旧対照表

無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成十八年環境省告示第九十八号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第六条の二十四の二の環境大臣が定める一般廃棄物は、石綿含有一般廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。）第三条第一号ホに規定する石綿含有一般廃棄物をいう。）とする。</p> <p>2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の二十四の環境大臣が定める産業廃棄物は、次のとおりとする。</p> <p>一 廃石綿等（令第二条の四第五号へに規定する廃石綿等をいう。）。</p> <p>二 石綿含有産業廃棄物（令第六条第一項第一号ロに規定する石綿含有産業廃棄物をいう。）。</p>	<p>1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第六条の二十四の二の環境大臣が定める一般廃棄物は、石綿含有一般廃棄物（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた一般廃棄物であつて、石綿をその重量の〇・一パーセントを超えて含有するものをいう。）とする。</p> <p>2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の二十四の環境大臣が定める産業廃棄物は、次のとおりとする。</p> <p>一 廃石綿等（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第二条の四第五号へに規定する廃石綿等をいう。次号において同じ。）。</p> <p>二 石綿含有産業廃棄物（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であつて、石綿をその重量の〇・一パーセントを超えて含有するもの（廃石綿等を除く。）をいう。）。</p>

石綿含有一般廃棄物等に係る無害化処理の内容等の基準等（平成十八年環境省告示第九十九号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（石綿含有一般廃棄物の無害化処理を行い、又は行おうとする者の基準）</p> <p>第三条 石綿含有一般廃棄物に係る規則第六条の二十四の五第十一号の規定により環境大臣が定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 無害化処理の用に供する施設が溶融施設である場合には、次に掲げる基準に従い当該施設の維持管理をすることができる者であること。</p> <p>イ 規則第十二条の七第十三項第一号、第四号、第五号、第七号、第八号、第十号及び第十一号の規定の例によること。</p> <p>ロ・ハ（略）</p>	<p>（石綿含有一般廃棄物の無害化処理を行い、又は行おうとする者の基準）</p> <p>第三条 石綿含有一般廃棄物に係る規則第六条の二十四の五第十一号の規定により環境大臣が定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 無害化処理の用に供する施設が溶融施設である場合には、次に掲げる基準に従い当該施設の維持管理をすることができる者であること。</p> <p>イ 廃棄物の溶融中に溶融炉内へ石綿含有一般廃棄物を投入する場合は、外気と遮断した状態で行うこと。</p> <p>ロ・ハ（略）</p> <p>二 溶融炉内の温度を間接的に把握することができる位置の温度を連続的に測定し、かつ、当該温度及び当該温度から推定される溶融炉内の温度を記録すること。ただし、第五条第三号ただし書に規定する装置を用いて溶融炉内の温度を直接的に測定し、かつ、連続的に測定し、記録する場合は、この限りでない。</p>

二 無害化処理生成物が第一条に規定する基準に適合していることを確認するための試験を六月に一回以上行い、かつ、その結果を記録すること。

ホ 溶融炉が適正に稼働していることを確認するため、無害化処理生成物の流動状態が適正であることを定期的に確認すること。

(廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の無害化処理を行い、又は行おうとする者の基準)

第四条 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物に係る規則第十二条の十

ホ 排気口又は排気筒から排出される排ガス中の石綿の濃度を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。

ヘ 無害化処理生成物が第一条に規定する基準に適合していることを確認するための試験を六月に一回以上行い、かつ、その結果を記録すること。

ト 排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすること。

チ 排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。

リ 溶融炉が適正に稼働していることを確認するため、無害化処理生成物の流動状態が適正であることを定期的に確認すること。

又 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。

ル 溶融炉内に石綿含有一般廃棄物を投入するために必要な破碎を行う場合にあつては、次によること。

- (1) 投入する廃棄物に破碎に適さないものが含まれていないことを連続的に監視すること。
- (2) 破碎によつて生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。
- (3) 集じん器の出口における排ガス中の石綿の濃度を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。
- (4) 集じん器にたい積した粉じんを除去すること。

(廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の無害化処理を行い、又は行おうとする者の基準)

第四条 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物に係る規則第十二条の十

二の十七第十一号の規定により環境大臣が定める基準は、前条第一号の規定の例による。

(石綿含有一般廃棄物の無害化処理の用に供する施設の基準)

第五条 石綿含有一般廃棄物に係る規則第六条の二十四の六第四号の規定により環境大臣が定める基準は、無害化処理の用に供する施設が溶融施設である場合には、次のとおりとする。

一 規則第十二条の二第十三項第一号、第三号、第四号及び第六号の規定の例によること。

二 (略)

三 無害化処理生成物の流動状態が確認できる設備が設けられていること。

二の十七第十一号の規定により環境大臣が定める基準は、前条の規定の例による。

(石綿含有一般廃棄物の無害化処理の用に供する施設の基準)

第五条 石綿含有一般廃棄物に係る規則第六条の二十四の六第四号の規定により環境大臣が定める基準は、無害化処理の用に供する施設が溶融施設である場合には、次のとおりとする。

一 外気と遮断された状態で石綿含有一般廃棄物を溶融炉内に投入することができる供給装置が設けられていること。ただし、廃棄物の溶融中に廃棄物を投入することができない溶融施設にあつては、この限りでない。

二 (略)

三 溶融炉内の温度を間接的に把握することができる位置に、当該位置の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。ただし、溶融炉内の温度を直接的、かつ、連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられている場合は、この限りでない。

四 排気口又は排気筒から排出される排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備(ばいじんを除去する高度の機能を有するものに限る。)が設けられていること。

五 無害化処理生成物の流動状態が確認できる設備が設けられていること。

六 溶融炉内に石綿含有一般廃棄物を投入するために必要な破碎を行う場合にあつては、次の要件を備えた破碎設備が設けられていること。

(廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の無害化処理の用に供する施設の維持管理の基準)

第六条 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物に係る規則第十二条の十の十九において読み替えて準用する規則第六条の二十四の七第一号の規定により環境大臣が定める基準は、無害化処理の用に供する施設が溶融施設である場合には、次のとおりとする。

一 規則第十二条の七第十三項第一号、第四号、第五号、第七号、第八号、第十号及び第十一号の規定の例によること。

二 溶融炉内に投入された廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の温度を速やかに無害化処理を行うことができる温度以上とし、これを保つこと。

三 溶融炉内に投入された廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の数量及び性状に応じ、無害化処理に必要な滞留時間を調節すること。

四 無害化処理生成物が第一条に規定する基準に適合していること。

イ 投入する廃棄物に破砕に適さないものが含まれていないことを連続的に監視するために必要な措置が講じられていること。

ロ 建物の中に設けられていること。ただし、周囲に石綿含有一般廃棄物が飛散しないように破砕設備と一体となった集じん器が設けられている場合は、この限りでない。

ハ 破砕によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器（粉じんを除去する高度の機能を有するものに限る。）及び散水装置その他必要な装置が設けられていること。

とを確認するための試験を六月に一回以上行い、かつ、その結果を記録すること。

五 溶融炉が適正に稼働していることを確認するため、無害化処理生成物の流動状態が適正であることを定期的に確認すること⁹

（廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の無害化処理の用に供する施設の基準）

第七条 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物に係る規則第十二条の十の十九において読み替えて準用する規則第六条の二十四の七第二号の規定により環境大臣が定める基準は、無害化処理の用に供する施設が溶融施設である場合には、次のとおりとする。

一 規則第十二条の二第十三項第一号、第三号、第四号及び第六号の規定によること。

二 次の要件を備えた溶融炉が設けられていること。

イ 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物を無害化処理を行うことができる温度以上の状態で溶融することができるものであること。

ロ イの温度を廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の無害化処理に必要な滞留時間の間保つことができるものであること。

ハ 適切な溶融炉内の温度を保つため、溶融炉内の空気量を調節することができる設備その他の必要な設備が設けられていること。

三 無害化処理生成物の流動状態が確認できる設備が設けられていること。

（廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の無害化処理の用に供する施設の基準）

第六条 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物に係る規則第十二条の十の十八第四号の規定により環境大臣が定める基準は、無害化処理の用に供する施設が溶融施設である場合には、前条の規定の例による。

(無害化処理の認定に係る申請書に記載する事項)

第八条 石綿含有一般廃棄物等に係る規則第六条の二十四の八第三項第十一号(規則第十二条の十二の十九において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により環境大臣が定める事項は、無害化処理生成物の種類、性状、数量及び処分方法とする。

(実証試験に関する書類)

第九条 石綿含有一般廃棄物等に係る規則第六条の二十四の八第四項第三号(規則第十二条の十二の十九において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により環境大臣が定める書類は、次のとおりとする。

一 四 (略)

(記録の閲覧)

第十条 石綿含有一般廃棄物等に係る法第九条の十第七項において準用する法第八条の四及び法第十五条の四の四第三項において読み替えて準用する法第八条の四の規定による記録の閲覧は、次により行うものとする。

一 記録は、次のイから八までに掲げる区分に応じ、当該イから八までに定める日までに備え置くこと。

イ (略)

ロ 次条第二号イ、ロ及びホ並びに第三号に掲げる事項 当該測定又は試験の結果の得られた日の属する月の翌月の末日
ハ 次条第二号八及び二に掲げる事項 当該除去を行った日の属する月の翌月の末日

二 (略)

(無害化処理の認定に係る申請書に記載する事項)

第七条 石綿含有一般廃棄物等に係る規則第六条の二十四の八第三項第十一号(規則第十二条の十二の十九において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により環境大臣が定める事項は、無害化処理生成物の種類、性状、数量及び処分方法とする。

(実証試験に関する書類)

第八条 石綿含有一般廃棄物等に係る規則第六条の二十四の八第四項第三号(規則第十二条の十二の十九において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により環境大臣が定める書類は、次のとおりとする。

一 四 (略)

(記録の閲覧)

第九条 石綿含有一般廃棄物等に係る法第九条の十第七項において準用する法第八条の四及び法第十五条の四の四第三項において読み替えて準用する法第八条の四の規定による記録の閲覧は、次により行うものとする。

一 記録は、次のイから八までに掲げる区分に応じ、当該イから八までに定める日までに備え置くこと。

イ (略)

ロ 次条第二号イから八まで及び第三号に掲げる事項 当該測定又は試験の結果の得られた日の属する月の翌月の末日
ハ 次条第二号二及びホに掲げる事項 当該除去を行った日の属する月の翌月の末日

二 (略)

(記録する事項)

第十一條 石綿含有一般廃棄物等に係る規則第六條の二十四の十一(規則第十二條の十二の十九において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により環境大臣が定める事項は、次のとおりとする。

一 (略)

二 無害化処理の用に供する施設が溶融施設である場合には、記録する事項は次のとおりとする。

イ 第三條第二号イ又は第六條第一号の規定によりその例によることとされた規則第十二條の七第十三項第四号の規定による測定に関する次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

(3) 当該測定の結果及び第三條第二号イ又は第六條第一号の規定によりその例によることとされた規則第十二條の七第十三項第四号本文の場合にあつては、当該測定の結果から推定される溶融炉内の温度

ロ 第三條第二号イ又は第六條第一号の規定によりその例によることとされた規則第十二條の七第十三項第五号及び第十一号八の規定による測定に関する次に掲げる事項

(1)・(4) (略)

(記録する事項)

第十條 石綿含有一般廃棄物等に係る規則第六條の二十四の十一(規則第十二條の十二の十九において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により環境大臣が定める事項は、次のとおりとする。

一 (略)

二 無害化処理の用に供する施設が溶融施設である場合には、次に掲げる事項

イ 第三條第二号二(第四條においてその規定の例によることとされる場合を含む。)の規定による測定に関する次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

(3) 当該測定の結果及び第三條第二号二本文の場合にあつては、当該測定の結果から推定される溶融炉内の温度

ロ 第三條第二号ホ及びブル(3)(第四條においてこれらの規定の例によることとされる場合を含む。)の規定による測定に関する次に掲げる事項

(1)・(4) (略)

ハ 第三條第二号へ(第四條においてその規定の例によることとされる場合を含む。)の規定による試験に関する次に掲げる事項

(1) 当該試験に係る試料を採取した位置

(2) 当該試験に係る試料を採取した年月日

ハ 第三条第二号イ又は第六条第一号の規定によりその例によることとされた規則第十二条の七第十三項第八号の規定によるばいじんの除去を行った年月日

二 第三条第二号イ又は第六条第一号の規定によりその例によることとされた規則第十二条の七第十三項第十一号二の規定による粉じんの除去を行った年月日

ホ 第三条第二号ニ又は第六条第四号の規定による試験に関する次に掲げる事項

- (1) 当該試験に係る試料を採取した位置
- (2) 当該試験に係る試料を採取した年月日
- (3) 当該試験の結果の得られた年月日
- (4) 当該試験の結果

三 (略)

(環境大臣に報告する事項)

第十二条 石綿含有一般廃棄物等に係る規則第六条の二十四の十六第一項第四号(規則第十二条の十二の十九において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により環境大臣が定める事項は、次のとおりとする。

一 三 (略)

- (3) 当該試験の結果の得られた年月日
- (4) 当該試験の結果

二 第三条第二号チ(第四条においてその規定の例によることとされる場合を含む。)の規定によるばいじんの除去を行った年月日

ホ 第三条第二号ル(4)(第四条においてその規定の例によることとされる場合を含む。)の規定による粉じんの除去を行った年月日

三 (略)

(環境大臣に報告する事項)

第十一条 石綿含有一般廃棄物等に係る規則第六条の二十四の十六第一項第四号(規則第十二条の十二の十九において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により環境大臣が定める事項は、次のとおりとする。

一 三 (略)